

「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理」の概要

検討の視点・留意点(共通認識)

- (1)違反行為に対して十分な抑止力が確保されていること
 - (2)実効的な法執行が可能であること
 - (3)行政処分の際に適正手続が確保されていること
 - (4)国内の他の制度や外国の制度とも比較しつつ検討すること
- 適正手続に配慮しつつ、いかに実効的な法執行を確保していくかという視点が重要。

違反抑止制度の在り方

違反行為の抑止のためには、**様々な法執行手段があることが効果的**(共通認識)。

(1)課徴金制度

課徴金の水準が違反行為抑止の観点から十分かどうか。
課徴金の対象となる違反行為類型を、私的独占(排除型)や不正な取引方法にも拡大すべきかどうか。
課徴金の賦課・額の算定について、事案の実情に応じて、柔軟に対応できる制度とすべきかどうか。
企業の法令遵守への取組みを課徴金の算定にあたり考慮する仕組みとすべきかどうか。

(2)刑事罰

課徴金と刑事罰の併科についてどう考えるか(憲法で禁止されている二重処罰にあたらぬか、政策的にどう考えるか。)

(3)法人の代表者に対する制裁の強化

違反行為のあった法人の代表者に対する制裁を強化すべきかどうか。

(4)民事訴訟の活用

違反抑止と被害者救済の観点から、**損害賠償請求訴訟、差止請求訴訟を活用しやすくする**措置を検討すべきではないか。

審査・審判の在り方

審判官の在り方についてどう考えるか(独立性、資格要件(法曹資格者とすべきかどうか)等)。

審判を経て処分を行う手続を処分後に**不服審査としての審判を行う手続としたこと**についてどう考えるか(適正手続、手続の効率性の観点)。

不服審査の在り方をどう考えるか(公正取引委員会の審判を経ることなく、**裁判所に取消訴訟を提起できる制度**についてどう考えるか等)。

現在別個の手続とされている**排除措置命令と課徴金納付命令の在り方**についてどう考えるか。

審査・審判における適正手続の保障についてどう考えるか。

不公正な取引方法に対する措置の在り方

不公正な取引方法を**課徴金・刑事罰の対象とすべきか**どうか(公正取引委員会の告示によって具体的な構成要件が定められていることとの関係等)。

その他

公共調達における入札談合問題についてどう考えるか。
公正取引委員会が行う警告、注意についてどう考えるか。